（地域再生協議会の構成員として加える者）

第三条　法第十七条の二十六第二項の農林水産省令で定める者は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（地域農林水産業振興施設（法第五条第四項第九号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地のうち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）のほか、次に掲げる者とする。

一・二　（略）

（地域農林水産業振興施設整備計画の記載事項等）

第四条　法第十七条の二十六第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　地域農林水産業振興施設の用に供するため、農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項

イ　法第五条第四項第九号に規定する事業の目標

ロ～ホ　（略）

二・三　（略）

2　認定市町村は、法第十七条の二十六第四項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。

一～五　（略）

（地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件）

第五条　法第十七条の二十六第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一～四　（略）

五　地域農林水産業振興施設の用に供する土地が、農業振興地域の整備に関する法律第十条第三項第二号に掲げる土地のうち農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の三第一号ロからニまでのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであること。

六　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月二十四日）から施行する。

（景観農業振興地域整備計画に関する省令の一部改正）

2　景観農業振興地域整備計画に関する省令（平成十六年農林水産省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の準用）	（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の準用）
第三条　法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出及び同法第十一条第五項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立てについては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の六から第四条の九までの規定を準用する。	**第三条**　法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出及び同法第十一条第五項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立てについては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第四条の五から第四条の八までの規定を準用する。